

一般社団法人入間市シルバー人材センター委員会設置規程

（設 置）

第1条 一般社団法人入間市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の組織運営をより効果的に推進するため、理事会の下に委員会を設置する。

（構 成）

第2条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- （1）総務委員会
- （2）安全・適正就業委員会
- （3）広報委員会
- （4）会員募集委員会

（所掌事項）

第3条 委員会の所掌事項は、理事会が諮問する事項のほか、次のとおりとする。

（1）総務委員会

- ①中長期計画の策定に関すること
- ②財務の管理に関すること
- ③規程等の整備に関すること
- ④研修計画を策定すること
- ⑤入会説明会に関すること
- ⑥普及啓発事業の推進に関すること
- ⑦その他他の委員会に属さないこと

（2）安全・適正就業委員会

- ①安全・適正就業推進計画を策定すること
- ②安全・適正就業規程の遵守に関すること
- ③就業先巡回点検に関すること
- ④安全就業研修実施に関すること
- ⑤適正就業研修実施に関すること
- ⑥職群班の活動に関すること

（3）広報委員会

- ①いるまシルバーだより発行に関すること
- ②各種広報に関すること

（4）会員募集委員会

- ①出張入会説明会と会員募集に関すること（総務委員会所掌分を除く）

(委員の構成)

第4条 各委員会の委員は、10名以内で理事会が選任し、解任することができる。

(役員の選任)

第5条 委員会に委員長並びに副委員長を置き、委員長は理事会において選任する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2. 委員会委員の過半数の出席により委員会は成立する。
3. 議事は出席委員の総意で決するよう努めることとし、総意が得られない場合は出席委員の過半数で決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。
4. 可能な限り常務理事は出席することとし、また審議事項の関係者に委員長が出席を要請し、意見を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(組織の連携)

第8条 各委員会の事業の実施に当たっては、必要に応じ他の組織又は関係者と連携して行うものとする。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の審議内容及び検討結果については、必要に応じて理事会に報告するものとする。また、任期終了時の理事会において、活動報告書を提出するものとする。

(手当の支給額)

第10条 会議に出席した場合及び、委員が委員長の指示により活動する場合は、謝礼金として1日(1回)2,000円を源泉徴収税乙額控除後に支給する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、原則としてセンター事務局において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮り別に定める。

付 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

この規程の施行に伴い、平成21年4月1日から施行された社団法人入間市シルバー人材センター委員会設置規程は、廃止する。

この改正規程は、平成25年4月25日から施行する。

この改正規程は、平成25年8月22日から施行する。

この改正規定は、平成26年9月 1日から施行する。

この改正規程は、平成28年8月25日から施行する。

この改正規程は、平成30年7月26日から施行する。

この改正規程は、令和 2年2月27日から施行する。

この改正規程は、令和 2年9月24日から施行する。

この改正規程は、令和 6年9月 1日から施行する。（第10条改正）